

平成29年 7 月20日

魚沼市議会議長 森 島 守 人 様

総務委員会

委員長 渡 辺 一 美

総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 今後の所管事務調査について
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他
- 2 調査の経過 7月20日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
今後の所管事務調査については、引き継ぎを受けた中から重点項目を選択し、順次調査を行うこととした。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、7月18日の大雨に関する被害等状況について、市民対話の日の実施状況について及びコミュニティバスの運行について、執行部より報告を受け質疑を行った。

総務委員会会議録

1 審査事件

(1) 議案第 47 号 財産（高規格救急自動車）の取得について

2 調査事件

(2) 今後の所管事務調査について

(3) 閉会中の所管事務等の調査について

(4) その他

- ・ 7/18 大雨に関する被害等状況について
- ・ 市民対話の日の実施状況について
- ・ コミュニティバスの運行について

3 日 時 平成 29 年 7 月 20 日 午前 10 時

4 場 所 広神庁舎 301 会議室

5 出席委員 大桃 聡、佐藤敏雄、大平栄治、渡辺一美、高野甲子雄、大屋角政、
遠藤徳一、(森島守人議長)

6 欠席委員 なし

7 説明員 佐藤市長、森山総務課長、富永企画政策課長、桜井北部振興事務所長
佐藤消防長

8 書 記 桜井議会事務局長、磯部議会事務局次長

9 経 過

開 会 (10 : 00)

渡辺委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会します。それで
は本委員会に付託されました議案について審査を行います。

(1) 議案第 47 号 財産（高規格救急自動車）の取得について

渡辺委員長 日程第 1、議案第 47 号 財産（高規格救急自動車）の取得についてを議題と
します。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

渡辺委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

大桃委員 現在ある一番新しい救急車は、いつ入れたものですか。

佐藤消防長 平成 28 年 1 月登録です。

大桃委員 今、これを取得すると上条で使っているものを予備車にするということですが、それは年数と距離数はわかりますか。

佐藤消防長 現在の上条救急 1 ですが、平成 20 年 3 月取得、走行距離が 12 万キロメートルです。

大桃委員 去年の 1 月に入れたものと同等の規格で今回入れるということだと思いますが、これが、ことし入れると約 8、9 年使うことになります。1 年だから、そんなに新しいものが出るわけじゃないと思いますが、去年の入れたのと同様の仕様で大丈夫なんですか。

佐藤消防長 救急車については、年ごとに、救急車本体は変わりませんが、中の資機材の仕様が 7、8 年で救急水準に達しなくなってくるので、できれば 7、8 年で更新が望ましいと思います。

大桃委員 私が言っているのは、去年の仕様と一緒にだと認識しているんですけど、1 年たって、7、8 年で機材を入れ替えるということを今、おっしゃってますけども、1 年たつての仕様が去年と同じで必要十分なのかというのを聞きたいんです。

佐藤消防長 十分です。

大桃委員 7 月 11 日の議案提出時に、消防長は、今の上条の救急車を予備車にして、今の予備車を廃車にするといわれたような気がしましたが、それは事実ですか。

佐藤消防長 11 日の本会議におきまして、担当課と協議をしまして、廃車としたいという答弁をいたしました。

大桃委員 したいという話であれば、別にあまり突っ込むところではないと思いますけれども、私、財務規則みたいなのを、前、堀之内のスピーカーの廃棄のときにいろいろ調べてみたんです。そうすると、所管の長は不用、もちいないの判断しかできない。廃車の希望があってもそれはできる話ではないですから、今、財政課長いないんで、財政課長に聞いたかたんですけども、市長で構いませんが、それが越権行為の一つなんですけども、それはできないということ。それともう一つはですね、この予備車になっている救急車を、どのような処分をするつもりなのか、財政課長いないんで市長にお伺いします。

佐藤市長 処分の方法はいろいろあると思うんですけども、車両については最初から処分を決定していれば、それを下取りとする方法もあるだろうし、また競りにかけて売する方法もあるでしょうし、今、消防庁からも要請があると思いますが、後進国での使用ということで提供いただきたいという話も来ていると思いますので、いろいろな方法があると思いますが、どれを選択するということになると、その時点で判断していくということになるかと思います。

大桃委員 まだ決まってないということで、これが不用になって財政課長のところにいつからの話になると思うんですけども、競売や諸外国、後進国のほうにやるという処分もあるでしょうけども、今、基幹病院のほうで急性期が終わったあとの療養ということで、

小出病院に移す場合に、それも救急車を頼んでいると。小出病院から基幹病院に行く場合も救急車を頼むと。救急車の出動回数がかなり増えているというような実態があるので、これは相手がある話なので簡単にはいきませんが、小出病院で所有してもらって、そこで使ってもらうとか、赤色灯やサイレンは取り外すことになるでしょうけど、そういう運用はできないか、そういう交渉みたいな考え方はありませんか。

佐藤市長　考え方の一つとしてはあるかも知れませんが、いずれにしても装備品については、もう使用ができないということですので、車両本体だけの、車体ベースだけの話であれば十分可能だとは思いますが、ただ、走行距離、年数も相当経過していますので、そのあと引き取っていただけるかどうかということも考えなきゃいけないと思います。なぜ更新するかというと、車体の老朽化が激しいということがあって、更新整備をしていくと、走行距離からいっても更新の時期だろうと判断しておりますので、転用することが全てではないと私は感じています。車両に明るい大桃議員でありますので、その辺は十分理解していると思いますが、そういったことで、まだ、十分転用可能であれば、その方向性は考えていきたいと思いますが、現在の予備車を廃車するということは相当年数も経っているということをご理解いただきたいと思います。今の予備車の年数は消防長から説明させます。

佐藤消防長　現在の予備車は、平成 18 年に日本赤十字社から寄贈を受けて、19 年から使用しているものです。今ほど市長が申したとおり、走行距離は 13 万キロを超えているものであります。

大桃委員　平成 19 年で 13 万キロはもう聞いていてわかっているんですけども、物見て判断しないと、ということはわかっていますので、物見ての判断ですし、相手がある話ですので、もらってもらえるか、買ってもらえるのか、その辺も含めて検討いただければと思います。

渡辺委員長　ほかに質疑はありませんか。（なし）これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第 47 号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第 47 号 財産（高規格救急自動車）の取得については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

日程第 2、第 3 については、委員会内部の協議になりますので、一部日程を変更して、日程第 4 その他を先にし、その後に日程第 2 及び日程第 3 を協議することにしたいと思います。ご異議ありませんか。（異議なし）そのように決定しました。

（４）その他

・ 7/18 大雨に関する被害等状況について

渡辺委員長　日程第 4、その他を議題とします。まず、18 日の大雨に関する被害状況等について執行部より報告を求めます。

佐藤市長　7 月 18 日の豪雨による被害の取りまとめ、きょう、7 時現在でまとめたもので

ありますが、報告させていただきたいと思います。明日の継続一般質問の冒頭に申し上げようと思ったんですが、各委員会が開催されますので、その場において報告させていただいたほうが適当と判断させていただき、これから執行部でやらなきゃならないこともありますので、それぞれの委員会で資料を提出して報告をさせていただきたいと思います。まだ被害状況が完全に把握できておりません。従いまして、これからの作業になりますが、同一議会の会期の中で二つの補正予算を出すということが適当かという判断もあろうかと思いますが、この災害復旧に向けた予算の取りまとめもしておりますので、最終日に補正予算の提出をさせていただきたいと思い、準備を進めています。まとめ次第、議会運営委員会を開催していただいて、決定いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。資料の内容につきましては、総務課長から説明させていただきます。

森山総務課長 （資料「7月18日豪雨による被害等とりまとめ」により説明）

渡辺委員長 ただいまの報告に質疑等はありませんか。

大桃委員 5番の水門情報の古川排水機場ポンプというのはどこのことですか。

森山総務課長 青島の新柳生橋のところですよ。

大桃委員 ほかのポンプは稼動しないで済んだということで、よろしいですか。

森山総務課長 今現在、そういう報告ですが、明神の排水機場についても、配備をするかしないかという協議はありましたが、稼動はしなかったと聞いております。

大桃委員 9番のライフラインの被害ですが、18日で復旧しているはずなんですけど、若宮橋の上水道の破損と、吉水地区の水道管破損断水、これはもう復旧していますか。

森山総務課長 復旧はしています。ただ、被害の状況がまだ確認できておりませんので、応急復旧であるのかどうなのかというのは、わからない状況です。

大桃委員 現在、断水しているところはないということですか。

森山総務課長 ございません。

遠藤委員 今、速報ということでお話いただきましたが、全容が明らかになった場合の調査と、今後の対応について、また協議される場面があるということですか。

佐藤市長 そのとおりでございます。先ほど話の出ました企業関係のほうで下水道の部分、上水の部分を含めて、減免の対象になるところも出てきておりますし、詳細については最終日までには報告できるようであれば報告していきたいと思います。

大桃委員 今回の対応を見ていますと、なかなか評価できると私は感じています。23年のときの対応の悪さというのはあるわけですが、23年の教訓を生かしてあのような住民からの不満が出るようなことのないようにしていただければと思います。

森山総務課長 委員ご指摘のとおり、市長からも丁寧に迅速な対応ということで指示を受けておりますので、そのように進めさせていただきます。

大屋委員 被害状況はわかりましたが、今後の対策として議長にも申し入れをしたんですが、災害ボランティア、その家庭だけでは片づけができないという家庭もいっぱいあるので、それについては考えていらっしゃるでしょうか。

富永企画政策課長 きょうの夜、ボランティアセンターで会議があり、情報を入手したんですけれども、社会福祉協議会のほうで、きょうは下島と十日町に災害ボランティアを派遣するという話を聞きました。

大屋委員　その周知については、どういう形になるのでしょうか。

森山総務課長　基本的には社会福祉協議会のほうから中心に周知をしていただいている状況です。今のご意見を持ち帰りまして市のほうでも対応するように検討させていただきたいと思います。

渡辺委員長　委員長職を副委員長と交代します。

佐藤副委員長　引き続き質疑を行います。

渡辺委員　今回の災害について、国のほうから支援を受けられる激甚災害等という指定等があるかと思いますが、そのあたり今後どのようになっていくかについてお聞かせください。

佐藤市長　まだ激甚災害の指定にはおそらくないという気がしています。ほかの地域、九州みたいな状況になっていませんので、激甚になるとは思っておりませんが、ただ決壊箇所、川の川については、それぞれ県管理の河川でありますので、県が初動的に動きます。今、三用川については国が占用許可を取っている関係で、国のほうで対処したということがあります。河川内部の流木等については、県管理、産業廃棄物として処理をすることになりますし、河川から上がった流木については、一般廃棄物として市が担当して処分することになりますので、そういった経費も含めてこれからの対応になると思います。国からの交付金等について措置があるようであれば、また検討してまいります。いずれにしても補正予算のときまでには方向がきっちりすると思いますので、その状況を見ていきたいと思っています。

渡辺委員長　委員長を交代します。ほかにありませんか。(なし) なければ、次に移ります。

・市民対話の日の実施状況について

渡辺委員長　次に、市民対話の日の実施状況について、富永企画政策課長から報告をお願いします。

富永企画政策課長　(資料「市民対話の日(1巡目)の主な対話内容一覧」により説明)

渡辺委員長　この件について質疑はありませんか。(なし) なければこれで質疑を終わります。

・コミュニティバスの運行について

渡辺委員長　次に、コミュニティバスの運行について、桜井北部振興事務所長から報告をお願いします。

桜井北部振興事務所長　(資料「入広瀬コミュニティバス運行計画(素案)」により説明)

渡辺委員長　この件について質疑はありませんか。

遠藤委員　組織体制について、市からの補助金を受け、安全性と安定性を確保という部分での支援をしていくということですが、車両の無償貸与のほかに考えられる支援というのはありますか。組織図の中に行政がないのですが、こういった形になりますでしょうか。

桜井北部振興事務所長　補助要綱を策定いたしまして、補助金を支出し、財政的支援をさせていただきたいと考えております。そういったところで運転員あるいは事務員の賃金、そ

れに伴う燃料費や諸経費、運行準備経費を補助金として支出をするということです。週3回の運行を基本として補助金を出したいと考えております。会費を集めますので、そのプラスアルファの運行やイベントにあわせた臨時便などの部分は、会費あるいは協賛金の中でコミ協のほうで努力をされて、それで運行するという、ある程度自由度を持って、会費集めにも一生懸命になれるといった体制での支援をしたいと考えております。

遠藤委員 会費による地域の自立ということで大事なことでありますし、また足の確保ということでは大変いい取り組みであると思いますが、会費の金額あるいは負担金等についての市民の合意、関係住民の声というのは、現在は合意されているものと思っておりますか。

桜井北部振興事務所長 会費については、まだ地域の住民一人ひとりには説明をしておりませんので、地域にコミュニティ協議会が入って説明をしたいと考えておりますので、私も同席して一緒に説明したいと考えております。協議会あるいは区長さん方の中で2,000円が適当だろうという部分、それからある程度は事前に説明している部分もありまして、やはりバスにあまり乗らないと想定されるような穴沢とか大栃山、その辺については、会員になってくれるかどうかというところを心配しているところですし、周辺部についてはコミバスに乗るだろうということで、周辺部については、区長さんから住民は賛同しているという話を聞いているところであります。

遠藤委員 昨年からの実証実験による積み上げということで、今回本腰を入れてコミバスということでありますが、ざっくりですけど立ち上げ時の予算といいますか、見込みというのは大体出ておられるのでしょうか。

桜井北部振興事務所長 補助金としては約200万くらい、半年分として積算をしております。また、詳細は今後内容を詰めていきますので若干変わってくるかと思えます。

大桃委員 車両は買って提供するということなんでしょうが、維持管理費も市でやるんですよね。

桜井北部振興事務所長 維持管理も市で行います。

大桃委員 そうすると、運営する賃金、経費、燃料代はそっちに入っているという話なんですけれども、そこがあればこれができると。車両に係る部分については、保険もそうですし、市で全部出すということでよろしいですか。

桜井北部振興事務所長 そのとおりです。

渡辺委員長 ほかにありませんか。(なし) なければ、本件については、以上とします。ほかに執行部から報告事項等はありませんか。

佐藤市長 情報だけ皆さんにお知らせさせていただきたいと思いますが、消防本部の消防技術大会全国大会が8月23日に宮城県利府町で行われます。魚沼市消防本部から2組、2種目に出場することが決定しましたのでお知らせさせていただきたいと思います。1つの種目は応用登はんの2名1組で行われる種目、それから4名1組で行われるロープブリッジ救出、この2種目について出場が決定いたしましたので報告させていただきたいと思います。

渡辺委員長 委員の皆さんから、その他ご意見、協議事項等はありませんか。

大桃委員 総務課長に確認したいんですけど、魚沼市では文書管理規程というのを設けてあ

るんですけど、文書の作成規程みたいなのではないと思うんですよ。今、テレビでもいろいろやっている文科省のほうもこういった文書をつくるみたいなのは、あまり規程がないようですけれども、例の斎場のごみの話でも、決定過程でこういった話が出てどういうふうに決まったのかみたいなのところを、文書として残すような規程をつくったほうがいいんじゃないかと私は思うんです。ある程度の執行権、決定権がある方々の内部の話みたいなやつは、どこからその文書をつくるのかという、そういう規程を設けるお考えはないでしょうか。

佐藤市長　文書規程の中の管理文書でありますけれども、本来はメモ的なものは残すべきじゃないというふうに私は感じております。ただ、将来の事務の参考として持っている部分もあると思いますので、そういった部分が全部公表できるような文書ではないと私は感じておりますので、今、実際文科省の問題あるいは防衛省の問題もそうでありますけれども、守秘義務はどこに行ったんだという話にも逆になるんだろうなと思っています。本来、メモ的なものでお互いに協議したものが後世文書として残る部分とメモとして残る部分はあるとしても、文書管理規程の中でそれを明確にしていく必要は、私はないものだというふうに感じておりますので、ご指摘の部分については、今後も私はつくるつもりはありません。

大桃委員　私は、メモを残せという話をしているんじゃないなくて、政策過程の経緯、誰がどういう発言をしたか、その部分が残せる部分を残しましょうという話をしているんです。それを決めないから文科省でメモみたいなのがぺろぺろ出てきて、そんなのあるかないかという話になっちゃうんですよ。なので、きちんとこういう人たちが話し合いをしたのは残しましょうというふうに規定したほうがいいんじゃないですか。

佐藤市長　内部規程の中で、それをつくる必要があるのかどうかというのは、今後の検討だと思いますけれども、いずれにしても政策過程の決定の会議の結果等については、記録しているということではありますが、ただ記録として残すのか、文書として残すのかという問題はまた出てくると思いますので、それは大桃委員との認識が若干違うかなという気はいたしますが、そういう文書があからさまに出てくるということ自体が本来問題ではないかと思っていますので、公表できる文書としては残さない、政策過程の経過については表面に出さないというのが本来の文書の管理規程だと思っておりますので、そこはご理解いただきたいと思います。

大桃委員　記録として残す、文書として残すというのは、何か違いがあるんですか。

佐藤市長　公式の文書として残すものではないと、メモというのはあくまでもメモでしかないという形の残し方ですので、そういった取り扱いをしていくということです。政策形成過程であって、最終的な意思決定をする段階は必要でありますけれども、それまでにどう議論したかというのは、あくまでもこういう議会のときの議事録とは違うという形ですので、そういうふうに取り合わせていただくということです。（「委員長、議事進行、動議です」と呼ぶ者あり）

遠藤委員　この案件につきましては、大桃委員の思いもありますし、一般質問等で取り組む部分では大事かと思えます。また、委員会合意の中でこの問題に取り組むことはいいかと思えますが、今、その他の中でこれを市長と大桃委員が1対1のやり取りというのは、委

員会の運営の仕方としてはいささか問題がありますので、お諮りをよろしく申し上げます。

渡辺委員長　　今、遠藤委員より意見がありますが、これについて質疑はありませんか。

大平委員　　これも、この委員会で私はやってもいいと思うんです。だけど、一言私にこの件について発言させてもらってもいいですか。

渡辺委員長　　遠藤委員、この件については、また別の機会を設けてということでしょうか。

遠藤委員　　議員個人の思いなので一般質問で行うか、委員会の問題として今後取り組むかによって、今皆さんが時間を共有しているわけです。大桃委員の問題に対して皆さんが同じ時間を、委員会を使っているわけで、不平等さが出ているわけです。それを諮って、次回に…（「そういう問題じゃないだろう」と呼ぶ者あり）今後の委員会で取り上げるかどうかを決めていただいてやるということであれば、委員会の合意の中での議事にならないので、その辺を諮っていただきたいということです。

渡辺委員長　　2つのことが出ていると思うんですけれども、まず1点目としてこの委員会の中でこのまま続けるのかどうかということと、その後、別の形であるかどうかについて諮るということが出ていると思うんですけれども…

佐藤市長　　暫時休憩していただいてもいいですか。

渡辺委員長　　しばらくの間、休憩とします。

休　　憩（10：51）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（10：52）

渡辺委員長　　休憩前に引き続き会議を再開します。ただいまのことにつきましては、この場ではなく、また別の機会を設けまして委員会で諮ってどうするかということを決めさせていただきたいという動議でございますので、そのことにつきまして賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、この議題につきましては、今後どうするか委員会で協議させていただきたいと思います。ほかにありませんか。（なし）これからは委員会内部の協議になりますので、執行部は退席とさせていただきますが、ご異議ありませんか。（異議なし）異議がないようですので、執行部は退席願います。（執行部退席）しばらくの間、休憩とします。

休　　憩（10：53）

再　　開（11：05）

渡辺委員長　　休憩前に引き続き会議を再開します。

（２）今後の所管事務調査について

渡辺委員長　日程第２、今後の所管事務調査についてを議題とします。過去の委員会での調査案件、総務委員会での課題等について資料がありますので事務局に説明させます。

磯部議会事務局次長　（資料「総務委員会での課題について」により説明）

渡辺委員長　ここに書いてあるもののほか、任期の中で取り上げてほしいというようなことがありますらご意見をいただきたいと思います。

大桃委員　今、私が言った文書作成規程みたいなをつくるのを検討したいと思いますが、いかがでしょうか。実際、管理規程はあるんです。保存期間とか決めてあるんですけど、どういった文書をつくるかというのは、この中にははっきり書いていないんです。

大平委員　どうも執行部が予算のことについて勘違いしているというか、間違っているようですので、しっかりわかる人から来て予算の見方、それをしっかり勉強させていただきたい。

遠藤委員　一般質問で皆さんから大分出ているようでありますけれども、サイン工事の関係は所管ですか。

渡辺委員長　しばらくの間、休憩とします。

休　　憩（１１：１０）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（１１：１３）

渡辺委員長　休憩前に引き続き会議を再開します。今ほどのご意見ですが、合併に伴うふさわしい名称についてということで、企画政策室の担当とさせていただきます。

大桃委員　養鶏場がひどいことになっており、それについてまちづくり室や環境課には打診してみたんだけど、なかなか横断的にというか、そこ自体でも対応できない、個人の持ち物だし、どうするか、あのままでいいのかという話の中では、課の人だけに任せていてもちょっと難しいと思うので、どんなことができるか委員会の中でちょっと考えたほうがいいんじゃないかと思うんですけど。実際は個人の持ち物で、それをどうこうするというのは簡単にできる話じゃない。環境課も簡単にはできないし、まちづくり室も倒壊するとかそういう危険性があればやれるんだけど、そういうのも近くに人家がないからできないし、消防のほうも、あれ放っておけば不審火でも出れば大火事になるという話になる。これから放っておくと雪が積もってつぶれ、もっとひどいことになるという中では、この委員会で方向性でもないけれども検討しましょうという話を出せるような形で調査したほうがいいのではないかと思いますけれども、いかがですか。

大平委員　個人的な問題で、ごみだってなかなか片付けられないというか、法律があるから、法律問題をここでやっても仕方がないというか、今まで検討していてもどうしようもないというんだから、個人のことをどうのこうのというのは、ここでやるべきではないと思います、相手のあることだから難しい問題だと思います。

渡辺委員長　意見は意見として、29年度の重点項目とするかどうかは皆さんに判断していただければと思います。

大平委員　総務委員会でやるべきじゃないことを載せる必要はないと思う。

渡辺委員長　環境課です。

遠藤委員　まちづくり室の中に空き家対策問題が既に上がっている中で、その中で報告を受けるといった中で入れるのはいいと思いますけれども、個々の建物をどうするかというのは難しいと思いますので、空き家対策全般の中で倒壊家屋もあるという中で調査をしたらいかがでしょうか。

渡辺委員長　空き施設という中でどのような問題があるかということで調査させていただく。その中に環境課の所管する問題点があれば一緒にするというような形で1つのくくりにさせていただきたいと思います。ほかにありませんか。（なし）委員長職を副委員長と交代します。

佐藤副委員長　ほかにありませんか。

渡辺委員　前回の議会報告会の中で、平成30年の4月から非常勤職員の待遇等について国会で可決されたことが参加された住民の方から上がって来ていましたが、報告会の中の重点項目の中に入っていなかったんですけど、私としては30年の4月というタイムリミットがある中で、非常勤職員の待遇というくくりで調査ができればなと思うんですけども、それについて上げさせていただいて、皆さんのほうで重点項目として今年度どう取り組むかということで上げさせていただきます。

佐藤副委員長　しばらくの間、休憩とします。

休　　憩（11：19）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（11：24）

佐藤副委員長　休憩前に引き続き会議を再開します。総務管理室の中で定員適正化計画がございますので、その中で検討することとします。

渡辺委員長　委員長を交代します。ほかにありませんか。（なし）しばらくの間、休憩とします。

休　　憩（11：24）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（11：36）

渡辺委員長　休憩前に引き続き会議を再開します。29年度は、予算決算について、文書作成

規程について調査し、その後、地域防災について、合併後の施設の名称等について、公共交通対策について、定員適正化計画を重点項目とし、緊急に何か入りましたらその都度取り上げることとさせていただくことで、異議ありませんか。

大屋委員 委員長の独断とならないよう、緊急の問題はぜひ協議をして取り上げていただきたい。

渡辺委員長 そのようにさせていただきます。異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。次に、行政視察について意見を伺います。7月3日の全員協議会で、今年の行政視察は全議員一緒での行政視察を行うことと決定をしています。行政視察先については、3常任委員長と事務局に一任をされています。行政視察先について希望があれば伺います。ただし、3常任委員会の総意となりますので、希望どおりになるかはお約束ができませんのでご了承願います。しばらくの間、休憩とします。

休 憩（11：39）

休憩中に懇談的に意見交換

再 開（11：41）

渡辺委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。行政視察先については、7月31日までに希望がある方は委員長に申し出ていただきたいと思います。本件については、以上とします。

（３）閉会中の所管事務等の調査について

渡辺委員長 日程第３、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が、閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛て申し出たいと思いますが、ご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申し出を行うことに決定いたしました。ほかにありませんか。（なし）本日の会議録の作成については、委員長に一任願います。本日の総務委員会は、これで閉会します。

閉 会（11：43）